



スポーツ少年団登録制度の改定について

説明資料

1. スポーツ少年団指導者に関わる諸規程等の改定の背景と経緯(1/2)

● スポーツ少年団への社会からの期待

⇒ スポーツならびにスポーツ少年団を取り巻く環境が大きく変わる中で、また「スポーツ基本計画」あるいは「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等の国の施策にスポーツ少年団の名称が明記され、社会からスポーツ少年団への期待が高まっていることがわかります。

● 「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」存在になるために

⇒ 社会環境の変化と社会からの期待への対応は、平成21年に発表した「スポーツ少年団の将来像」において示された方向性と一致するもので、これからのスポーツ少年団は既存のスポーツ少年団の枠組みを超えて、より社会的な使命を果たす存在になることが期待されています。

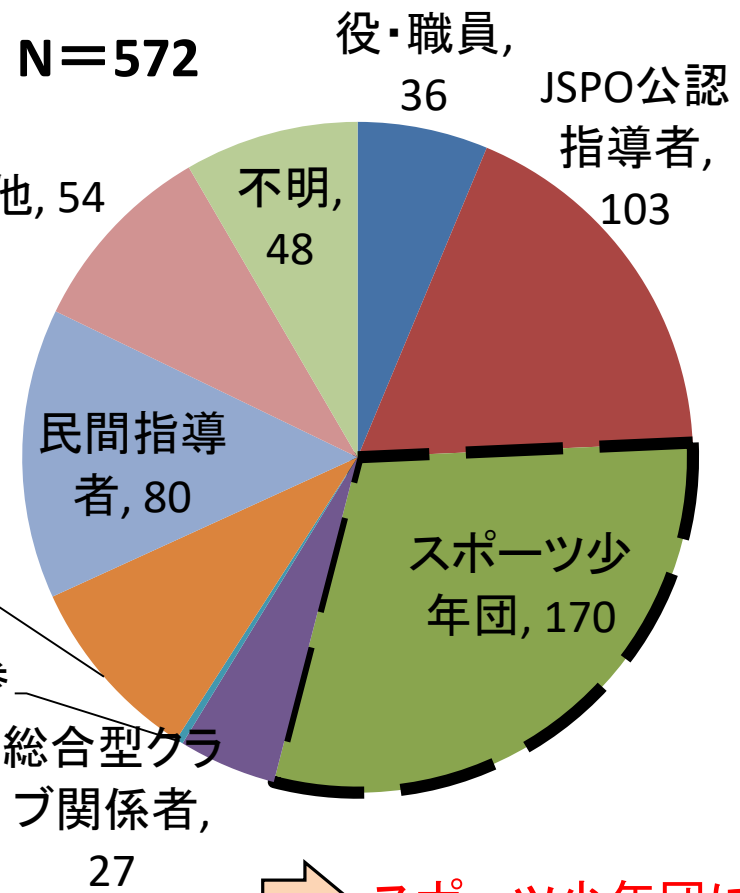
● 全てのスポーツ少年団指導者がJSPO 公認スポーツ指導者資格保有者であるために

⇒ JSPOはスポーツを「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」と定義しています。スポーツ少年団に登録する団員は、自発的にスポーツを選んでくれた子どもたちです。そのような子どもたちに対する指導者としての責任を果たすためには、スポーツ少年団指導者は全員、公認スポーツ指導者資格保有者であることは不可欠であると考えます。

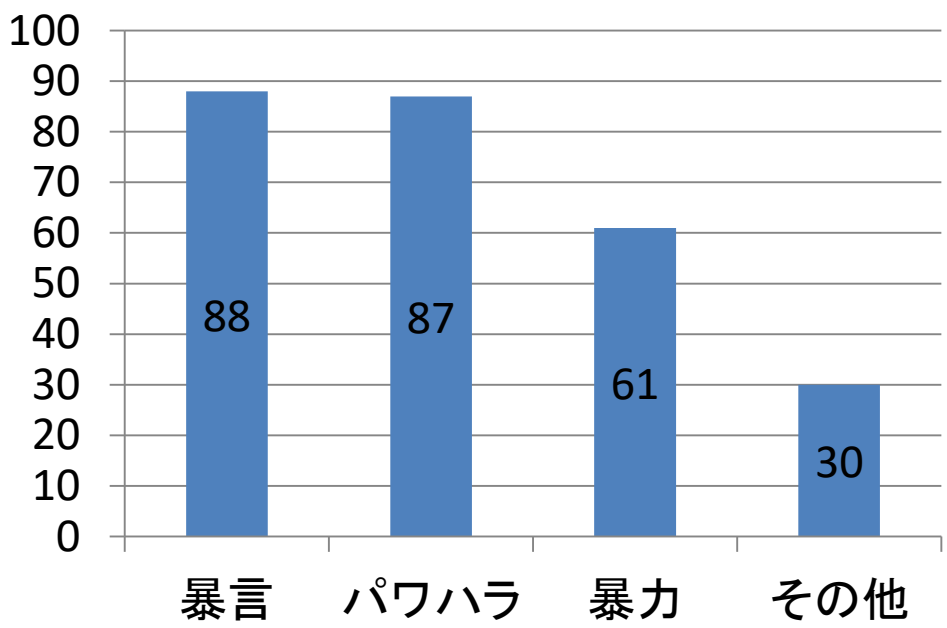
1. スポーツ少年団指導者に関する諸規程等の改定の背景と経緯 (2/2)

● スポーツ少年団活動における反倫理的行為

➡ 日本スポーツ協会における暴力行為等相談窓口への相談 ※ (2014年11月～2019年12月)



➡ スポーツ少年団に関する相談の行為内訳 ※ (2014年11月～2019年12月)



➡ スポーツ少年団における反倫理的行為は、高い割合を占めている。

2. スポーツ少年団登録 (1/3)

● スポーツ少年団の登録区分 (単位スポーツ少年団)

➡ 下記のとおり、単位スポーツ少年団における主な活動内容ごとに「団員」、「指導者」、「役員」、「スタッフ」の4つの登録区分を設けます。

	単位団における主な活動			
	スポーツをする	スポーツ指導をする	団運営に関わる	
JSPO公認スポーツ指導者資格 有	団員	指導者 (20歳未満含む)	役員	スタッフ
JSPO公認スポーツ指導者資格 無				
スポーツ少年団登録料 ※愛媛県スポーツ少年団への納入額	400円	1200円	1200円	1200円

※JSPO公認スポーツ指導者資格を保有していない方は、「役員」または「スタッフ」として登録します。

→2019年度に「スポーツ少年団認定員」資格を保有していない登録指導者は、新システムでは「スタッフ」にデータ移行がされています。

※スポーツ少年団リーダーは、単位スポーツ少年団において、スポーツ指導をすることが主な活動の場合も、「団員」、「役員」または「スタッフ」として登録します。

● スポーツ少年団の登録区分 (都道府県・市区町村スポーツ少年団)

➡ 都道府県・市区町村スポーツ少年団での登録は、これまで「役職員」として登録していましたが、「役員」または「スタッフ」として登録します。

2. スポーツ少年団登録 (2/3)

● 単位スポーツ少年団の登録条件

➡ 「原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成すること」に加え、下記2つの条件を“全て”満たすことが登録の条件となります。

※地域の実情により、10名未満の場合もあると思われるので、団の状況を踏まえた上で、登録を付けるか否かご判断ください。

① 20歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の2名以上の登録が必要

→ 子どもを預かることの責任の観点から、成人(20歳以上)の複数名配置を必須とします。

② 2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいることが必要

→ 「スポーツ少年団の理念」の普及、「理念」に沿った活動を行うために、「理念」を学んだ指導者の複数名配置を必須とする。

※「理念」を学んだ者：
・2019年度スポーツ少年団認定育成員
・2019年度スポーツ少年団認定員
・スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

2. スポーツ少年団登録 (3/3)

● 単位スポーツ少年団の登録に必要な最低構成人数

パターン	指導者				役員／スタッフ		団員
	理念○	理念○	理念×	理念×	20歳以上	20歳未満	
	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満			
1	2名						10名
2	1名	1名	1名				10名
3	1名	1名			1名		10名
4		2名	2名				10名
5		2名	1名		1名		10名
6		2名			2名		10名

理念○：2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員としてスポーツ少年団登録しているJSPO公認スポーツ指導者資格保有者。または、2020年度から新たに養成するスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者。

● 新たなスポーツ少年団登録システムの運用

➡ **2020年度**のスポーツ少年団登録から、**新たな登録システムを運用**します。新たなシステムでは、「2. スポーツ少年団登録 (2/3)」で説明した「単位スポーツ少年団の登録条件」や上記の「単位スポーツ少年団の登録に必要な最低構成人数」を満たしているか否かを自動的に判別します。また、JSPO公認スポーツ指導者資格保有の有無もシステム上で判別できるようになります。

3. 令和2(2020)年度以降に「指導者」登録を行うための各種移行

パターン	保有資格(2019年度時点)	資格登録に必要な手続き	令和2年度以降に登録に必要な資格
①	スポーツ少年団認定育成員 (38N00000)	移行手続き不要	JSPO公認スポーツ指導者資格
②	スポーツ少年団認定員 (38K00000) + JSPO公認スポーツ指導者資格	移行手続き不要	JSPO公認スポーツ指導者資格
③	スポーツ少年団認定員 (38K00000)	JSPO公認コーチングアシスタントへの移行手続き (※令和5年度まで)	JSPO公認コーチングアシスタント (※スポーツ少年団認定員) (※令和5年度まで)
④	JSPO公認スポーツ指導者資格	スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会を受講	スタートコーチ (スポーツ少年団) + JSPO公認スポーツ指導者資格
⑤	資格なし	スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会を受講	スタートコーチ (スポーツ少年団)

4. スポーツ少年団認定員の令和2(2020)年度以降の位置付け(1/4)

- スポーツ少年団認定員が保有するJSPO公認スポーツ指導者資格
※指導者によって、以下の①～②のいずれかに該当する。
 - ・ 認定員 ①JSPO公認スポーツ指導者資格を取得している指導者
※ジュニアスポーツ指導員、コーチ1～4、アシスタントマネージャー、クラブマネージャー、
スポーツプログラマー等
 - ②認定員資格のみ取得している指導者（JSPO公認スポーツリーダー）
- 令和2(2020)年度以降のスポーツ少年団認定員の位置付け

⇒ 令和元（2019）年度をもって、スポーツ少年団指導者資格（認定員）は終了します。令和2（2020）年度～令和5（2023）年度までは、既に保有しているスポーツ少年団認定員資格をもって、「指導者」としてスポーツ少年団登録をすることが可能です。
ただし、令和6（2024）年度以降も継続して活動を続ける指導者で、スポーツ少年団認定員資格のみ保有している指導者は、JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行が必要です。

※コーチングアシスタント：JSPO公認スポーツ指導者制度の中に新たに設置される登録・更新制の資格です。JSPO公認スポーツリーダーと同様のカリキュラムで、他のJSPO公認スポーツ指導者資格と同様にJSPOに資格登録が必要で、資格更新のためには、更新研修を修了し、資格更新手続きが必要となる資格です。なお、資格登録料は4年間で10,000円となります。

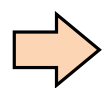
① 2019年度までにスポーツ少年団認定員かつ JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している指導者

- ・ コーチングアシスタントへの移行手続き及び初期登録手数料は不要。
→ JSPO公認スポーツ指導者資格をもって、「指導者」として登録可。
 - ・ 資格更新時（4年更新）に
登録基本料（10,000円）と（取得済み）資格登録料が必要。
- ※スポーツ少年団資格に係る指導者資格登録料は、発生しません。
但し、スポーツ少年団指導者登録料は別途必要。
（指導者登録料：所属市町設定金額）

4. スポーツ少年団認定員の令和2(2020)年度以降の位置付け (3/4)

②スポーツ少年団認定員のみ保有している指導者

- スポーツ少年団認定員に関する令和5(2023)年度までの移行期間の措置



スポーツ少年団認定員の方は、令和5(2023)年度のスポーツ少年団登録まで、資格を移行せずに、令和元年度までに取得したスポーツ少年団認定員(JSPO公認スポーツリーダー)の資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能です。

※令和6(2024)年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5(2023)年度までに「JSPO公認コーチングアシスタント」に資格を移行することが必要となります。

※資格移行に関するご案内の前に、「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行も可能です。資格の移行を希望される方は、日本スポーツ協会ホームページからマニュアルをご確認ください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/menjoshinsei_manual.pdf

※「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行う

ことで完了します。その際は、他の公認スポーツ指導者資格と同様に、資格基本登録料(10,000円/4年)に加え、初期登録手数料として3,000円を別途納入することとなります。

<2019年度スポーツ少年団認定員の「指導者」登録の整理>

※スポーツ少年団に「指導者」として登録できる期間をお示ししています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
	<移行期間>					
スポーツリーダー						}}>
コーチングアシスタント						

4. スポーツ少年団認定員の令和2(2020)年度以降の位置付け (4/4)

- スポーツ少年団認定員からJSPO公認コーチングアシスタントへの移行

➡ JSPOに対して、JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行申請を行い、その後移行手続きを行うことで、資格の移行（JSPO公認コーチングアシスタントの登録）が完了します。なお資格の有効期限は、移行（登録）が完了してから4年間となります。

令和2(2020)年度												令和3(2021)年度												令和4(2022)年度																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
移行申請			移行手続き			コーチングアシスタント認定（有効期限：2020/10/1～2024/9/30）																																			
移行申請						移行手続き						コーチングアシスタント認定（有効期限：2021/4/1～2025/3/31）																													
移行申請						移行手続き						コーチングアシスタント認定（有効期限：2021/10/1～2025/9/30）																													

< JSPO公認コーチングアシスタントへの移行時期と資格有効期限 >

移行申請	移行手続き	資格有効期限
～令和2(2020)年5月	～令和2(2020)年9月	令和2(2020)年10月1日～令和6(2024)年9月30日
～令和2(2020)年11月	～令和3(2021)年3月	令和3(2021)年4月1日～令和7(2025)年3月31日
～令和3(2021)年5月	～令和3(2021)年9月	令和3(2021)年10月1日～令和7(2025)年9月30日
～令和3(2021)年11月	～令和4(2022)年3月	令和4(2022)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
～令和4(2022)年5月	～令和4(2022)年9月	令和4(2022)年10月1日～令和8(2026)年9月30日
～令和4(2022)年11月	～令和5(2023)年3月	令和5(2023)年4月1日～令和9(2027)年3月31日
～令和5(2023)年5月	～令和5(2023)年9月	令和5(2023)年10月1日～令和9(2027)年9月30日
～令和5(2023)年11月	～令和6(2024)年3月	令和6(2024)年4月1日～令和10(2028)年3月31日

※資格の移行に関するご案内（令和2年4月頃予定）以降の移行申請、手続き、有効期限を示しています。

5. 令和2(2020)年度から新たにスポーツ少年団指導者になる方 (1/3)

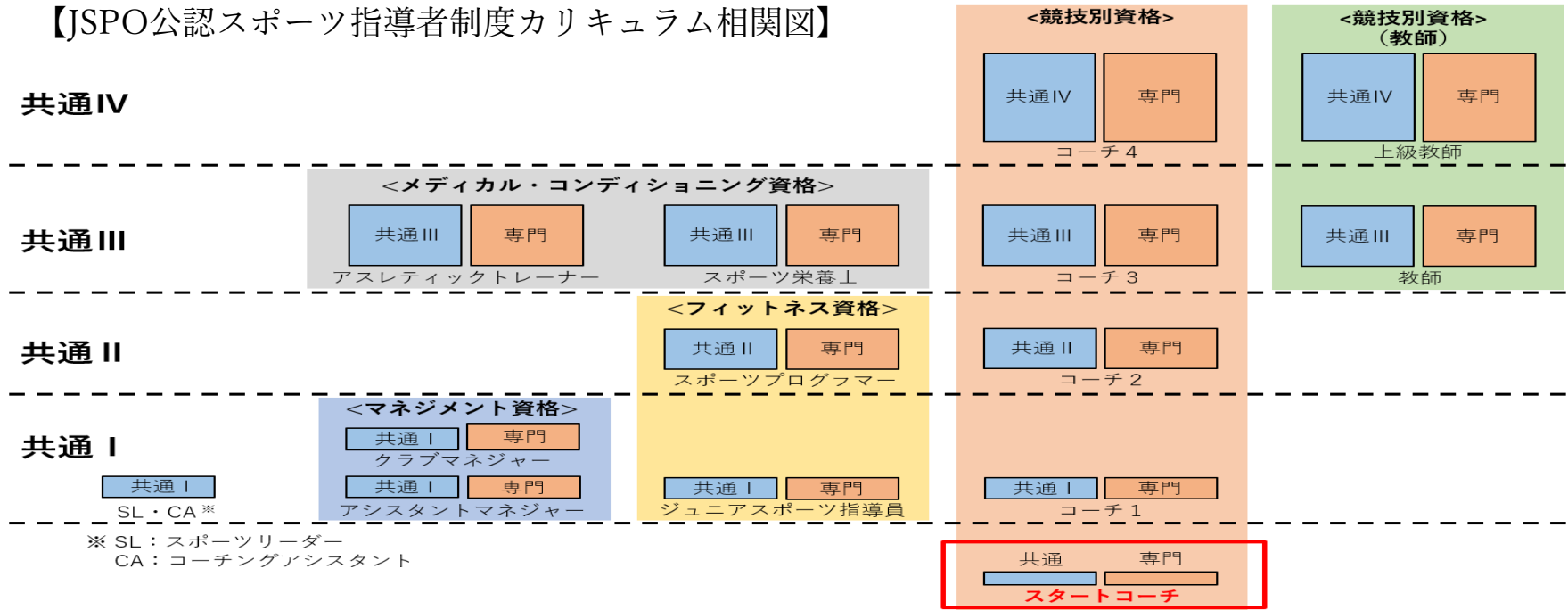
- スポーツ少年団がJSPO公認スポーツ指導者制度に基づき養成する
スポーツ指導者資格〔令和2(2020)年度～〕

➡ **JSPO公認スタートコーチ (スポーツ少年団)**

役割： スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、当該競技の上位資格者と協力して、安全で効果的な活動を提供する者。
 (「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」より抜粋)

※スポーツ少年団では、スタートコーチ (スポーツ少年団) 資格保有者のみで活動 (指導) することが可能です。

【JSPO公認スポーツ指導者制度カリキュラム関連図】



※ SL：スポーツリーダー
CA：コーチングアシスタント

5. 令和2(2020)年度から新たにスポーツ少年団指導者になる方 (2/3)

● スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会基本日程 (案)

9:00	9:20	10:50	12:20	13:20
ガイダンス 【20分】	スポーツの意義と価値 スポーツ少年団の理念と意義 【90分】		安全なスポーツ環境の整備 【90分】	昼食・休憩 【60分】
	<共通> ・スポーツの意義と価値 <専門> ・スポーツ少年団の理念と意義 ・スポーツ少年団指導者綱領		<共通> ・安全なスポーツ環境の構築 ・スポーツに関連する医科学的知識 <専門> ・リスク管理 ・反倫理的行為の根絶	
13:20	14:50	15:50	17:20	17:50
指導のプロセス ジュニア期のスポーツ指導 【90分】		指導者の責任と役割 【60分】	グループワーク 【90分】	検定試験 【30分】
<共通> ・リーダーシップ ・信頼関係構築におけるコミュニケーションの重要性 <専門> ・発育・発達に合わせた指導 ・幼児期からのACP ・運動適性テスト		<共通> ・コーチングおよびコーチとは ・コーチの学びとセルフマネジメント		

➡ **1日の講習会を受講・修了することで、スタートコーチ (スポーツ少年団) の資格を取得することが可能です。**

【講習形態】 ※講義時間及び日程等については、別途、愛媛県開催版をご案内いたします。

- 9：20～15：50 講義形式
- 15：50～17：20 グループワークを中心としたアクティブ・ラーニング
- 17：20～17：50 検定試験

※ アクティブ・ラーニング：一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称
 主体的・対話的で深い学びを目的として、講習会にとり入れる

5. 令和2(2020)年度から新たにスポーツ少年団指導者になる方 (3/3)

● スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会修了者の指導者登録

	令和 2 (2020)年度												令和 3 (2021)年度															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
スポーツ少年団登録 (単位団→市区町村)																												
スポーツ少年団登録 (市区町村→都道府県)																												
スポーツ少年団登録 (都道府県→日本)																												
スタートコーチ (スポーツ少年団) 資格認定までの流れ	講習会受講・修了															登録手続き	資格認定											

スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会修了者は、翌年度の10月から資格認定となるため、講習会受講翌年度の4月～9月の期間は、資格保有者ではない。

➡ 講習会受講翌年度は、「前年度講習会修了者」としてスポーツ少年団登録システムにて管理したうえで、資格保有者としてみなし、「指導者」として登録することを可能とします。

➡ 資格登録料: 基本登録料(10,000円) + 初期登録手数料(3,000円)

➡ ※資格更新時(4年間)に基本登録料(10,000円)が必要

➡ 資格有効期限: 講習会受講翌年度から4年間